

教育委員会 6 月定例会

教育長報告（2）

臨時代理の報告について（「令和 6 年度使用藤沢市教科用図書の採択方針」及び「令和 6 年度使用藤沢市教科用図書に関する審議について（諮問）」の修正について）

藤沢市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第 3 条第 1 項の規定により、次のとおり臨時に代理したので、同条第 2 項の規定により報告する。

2023 年（令和 5 年）6 月 22 日提出

藤沢市教育委員会

教育長 岩本 将 宏

臨 時 代 理 書

緊急やむを得ない事情があるので、藤沢市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第 3 条第 1 項の規定により、「令和 6 年度使用藤沢市教科用図書の採択方針」及び「令和 6 年度使用藤沢市教科用図書に関する審議について（諮問）」の修正について、次のとおり臨時に代理する。

2023 年（令和 5 年）6 月 1 日提出

藤沢市教育委員会

教育長 岩本 将 宏

提出する議案

別紙のとおり

## 参 考

藤沢市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則 抜粋

(教育長の臨時代理)

第3条 教育長は、前条各号（次条各号に規定する事項を除く。）に掲げる事項の処理について、緊急やむを得ない事情があるとき、又はあらかじめ教育委員会の指示を受けたときは、これを臨時に代理することができる。

2 教育長は、前項の規定により臨時に代理した場合において、当該代理に係る理由が緊急やむを得ない事情によるものであるときは、次の教育委員会の会議に報告しなければならない。

「令和6年度使用藤沢市教科用図書採択方針」及び「令和6年度使用藤沢市教科用図書に関する審議について（諮問）」の修正について

藤沢市教育委員会5月定例会で決定した「令和6年度使用藤沢市教科用図書採択方針」及び「令和6年度使用藤沢市教科用図書に関する審議について（諮問）」を次のとおり修正する。

2023年（令和5年）6月1日提出

藤沢市教育委員会

教育長 岩本 将宏

1 採択方針

別紙のとおり

2 諮問内容

別紙のとおり

提案理由

藤沢市教育委員会5月定例会で決定した「令和6年度使用藤沢市教科用図書採択方針」及び「令和6年度使用藤沢市教科用図書に関する審議について（諮問）」について誤記載があったため、修正する必要がある。

# 令和6年度使用藤沢市教科用図書の採択方針

藤沢市教育委員会

藤沢市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、国、県の通知を踏まえて、令和6年度使用藤沢市教科用図書の採択方針を次のとおり定める。

## 1 基本的な考え方

(1) 国、県、市の資料等を踏まえて採択する。

文部科学省の「学習指導要領」、神奈川県教育委員会の「令和6年度使用小学校、義務教育学校の前期課程教科用図書調査研究の観点」、「令和6年度使用特別支援教育関係教科用図書調査研究の観点」及び藤沢市教科用図書採択審議委員会（以下「審議委員会」という。）の「答申」等を踏まえて採択する。

なお、中学校用教科用図書については、令和2年度採択と同一のものを採択する。（義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第14条及び同施行令第15条）

(2) 公正かつ適正を期し採択する。

静ひつな採択環境を確保し、採択権者としての判断と責任において公正かつ適正な採択を行う。

(3) 学校、児童生徒、地域等の特性を考慮して採択する。

本市の児童生徒の実態や地域の特性を考慮して採択する。

## 2 採択する教科用図書

教科用図書は、文部科学大臣から県教育委員会を通して送付される「教科書目録」に登載されているもののうちから採択する。ただし、学校教育法附則第9条の規定による教科用図書（以下「附則第9条図書」という。）を除く。

(1) 小学校用教科用図書

「教科書目録」に登載されているもののうちから採択する。

(2) 中学校用教科用図書

令和2年度採択と同一のものを採択する。（義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第14条及び同施行令第15条）

(3) 特別支援学校及び小学校若しくは中学校の特別支援学級用教科用図書

「教科書目録」に登載されているもの又は「附則第9条図書」のうちから採択

する。

### 3 採択までの経過

#### (1) 5月から6月

ア 小学校長に小学校用教科用図書、特別支援学校長及び特別支援学級設置校長に教科用図書の調査研究を行わせ、「教科用図書調査書」及び「特別支援学校及び特別支援学級用教科用図書調査書」を提出させる。

#### (2) 6月

ア 藤沢市教科用図書採択審議委員会規則に基づき審議委員会委員の委嘱又は任命を行う。さらに、小学校用教科用図書については、藤沢市教科用図書採択審議委員会規則に基づき調査員を置く場合は、調査員の任命を行う。

イ 学校及び藤沢市役所分庁舎2階会議室で、小学校用教科用図書見本の展示を行う。

#### (3) 6月から7月

ア 教育長は、審議委員会委員長に小学校用教科用図書、特別支援学校及び小学校若しくは中学校の特別支援学級用教科用図書について教科ごとに審議を行い、その内容を答申するよう諮問する。

#### (4) 7月

ア 教育長は、審議委員会委員長より審議の内容の答申を受ける。

イ 公開の教育委員会会議において小学校用教科用図書、中学校用教科用図書、特別支援学校及び小学校若しくは中学校の特別支援学級用教科用図書を採択する。

2023年（令和5年）6月2日

藤沢市教科用図書採択審議委員会委員長 様

藤沢市教育委員会  
教育長 岩本 将宏

令和6年度使用藤沢市教科用図書に関する審議について（諮問）

藤沢市教育委員会は2023年（令和5年）5月18日の教育委員会会議において「令和6年度使用藤沢市教科用図書の採択方針」を定めました。

教科用図書の採択にあたっては国、県等の資料を踏まえて公正かつ適正を期し、学校、児童生徒、地域等の特性を考慮して採択することが求められています。また、英語の教科書については、令和6年度以降、英語の学習者用デジタル教科書を紙の教科書と併せて提供される予定です。

そこで、貴審議委員会においては、「令和6年度使用藤沢市教科用図書の採択方針」及び神奈川県教育委員会通知に示されている「令和6年度使用小学校、義務教育学校の前期課程教科用図書調査研究の観点」、「令和6年度使用特別支援教育関係教科用図書調査研究の観点」に基づき審議を行うとともに、英語については、デジタル教科書も考慮の一事項として、その内容を答申してくださるよう、ここに諮問します。